

平成28年第1回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成28年1月22日(金) 午後1:30~午後2:10

2. 場所 : 役場庁舎2階 会議室

3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	村岡 和俊
委員	1	畠山 賢悦
〃	2	小坂 敏
職務代理	3	長根 孝衛
委員	4	長井 進
〃	5	佐藤 光男
〃	6	坂根 重友
〃	7	小澤 守昭
〃	8	谷地村 久人
〃	9	工藤 昭治

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可に係る意見について

日程第5 議案第3号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明について(農業経営)

7. 会議の概要

(平成 28 年第 1 回 1 月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、4 番 長 井 進 君 をお願いします。</p>
	(農業委員会憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は 10 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 28 年第 1 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを、議題とします。議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、3 番 長根 孝衛 君 並びに 6 番 坂根 重友 君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	次に、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。
事務局	<p>2 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めものです。</p> <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は、使用貸借が 2 件であります。</p> <p>受付番号 1 号及び 2 号は農業年金を引き続き受給のための使用貸借権の再設定でありますので、一括でご説明申し上げます。</p> <p>受付番号 1 号については P3 議案書の写し、P4 農地法 3 条 1 項の調査書、P5-P6 許可申請書の写し、P7 に使用貸借契約書の写し、P8-P9 に位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また受付番号 2 号については、P10 議案書の写し、P11 農地法 3 条 1 項の調査書、P12-P13 許可申請書の写し、P14 に使用貸借契約書の写し P15-P16 に位置図を添付し</p>

	<p>ておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所、受付番号1号及び受付番号2号とも親子間の使用貸借であり、譲渡人が引き続き農業者年金受給のため譲受人と使用貸借の再設定をするものであります。また別紙農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。なお、この申請については、農業者年金を受給するためのものであり、利用状況等の現地調査については割愛させていただきました。</p> <p>以上で受付番号第1号から2号の説明を終わります。</p>
議長	<p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号第1号から第2号までを原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>それでは、受付番号第1号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>17ページをお開き下さい。</p> <p>日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、</p> <p>P18 受付番号1号の農地の所在、地目、面積及び申請人の住所氏名は議案書記載のとおりであり、転用目的並びに転用理由は、許可申請書の2. 転用計画、事由の詳細のとおりであります。</p> <p>また、P19からP29に許可申請書の写し、転用計画書、委任状、登記事項証明書の写し、公図の写し、隣地現況図、土地利用計画図、位置図、案内図、植栽の見積書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地の農地区分については、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることからその他の農地の第2種農地と判断されます。</p> <p>また、農地法第4条第2項に掲げる転用許可基準に基づき</p> <p>①該当する農地区分 ②代替えとなる土地の有無 ③転用目的実現の確実性</p> <p>④周辺農地への被害防除措置等について、調査した結果、転用内容は許可基準に照ら</p>

	し許可相当と判断されますので、県知事へ送付して差し支えないものと考えられます。
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案2号、受付番号1号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。
	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第2号は原案のとおり決定しました。
議 長	次に日程第5 議案第3号 不動産取得税の納税猶予に関する証明（農業経営） についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	30ページをご覧ください。 日程第5 議案第3号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について 不動産取得税徴収猶予の適用を受けている下記の受贈者は、地方税法附則第12条 第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認 を求めるものです。 なお、証明願いが遅延して提出された時は、承認時と事情が異なる場合を除き、追加 し承認するものとする。 これは、農業経営の移譲の際、生前一括贈与を受けた農地の贈与税及び不動産取得 税について、受贈者が農業経営を継続することを前提に、納税が猶予されているもの で、3年に1度、農業経営が引き続き行われていることを農業委員会が証明すること により納税猶予が継続されるものであります。 今回は、不動産取得税の徴収猶予の継続のため、承認をお願いする対象者は、議案 書記載の5名であります。 この8名の方々について、引き続き農業経営を行っていることの承認を求めるため のものであります。 P31-P34に県からの依頼文書等の写しを添付してあります。以上で説明を終わります。
議 長	ただ今の事務局説明について質疑、意見はございませんか。

	質疑意見なし
議 長	質疑意見なしと認めます。それでは採決いたします。 議案第3号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか
	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第3号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成28年 第1回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

議 長

署名者

署名者